

令和元年11月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
(うち自転車1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 8件
製品起因か否かが特定できていない事故
(うちヘアドライヤー1件、自転車4件、電動アシスト自転車2件、
靴(ブーツ)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204 (直通)

FAX：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900742	平成28年4月12日	令和元年10月31日	自転車	CS7TP6	ブリヂストンサイクル株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品で走行中、チェーンが切れ、転倒、負傷した。現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年6月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900737	令和元年10月11日	令和元年10月31日	ヘアドライヤー	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和元年10月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900738	令和元年9月19日	令和元年10月31日	自転車	重傷1名	店舗の駐輪場で当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月21日
A201900739	平成18年8月	令和元年10月31日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、転倒し、腰を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成19年6月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900740	平成25年6月21日	令和元年10月31日	自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルポストが破断し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年7月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900741	平成25年11月14日	令和元年10月31日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、両膝を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成25年12月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900743	平成26年8月19日	令和元年10月31日	自転車	重傷1名	幼児(1歳)を前部の自転車用幼児座席に乗せて使用者が当該製品のスタンドを立て停車中、当該製品が転倒し、幼児が負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年9月2日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900744	平成26年5月3日	令和元年10月31日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品でブレーキを掛けながら下り坂を走行中、転倒し、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年5月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900745	令和元年9月16日	令和元年10月31日	靴(ブーツ)	重傷1名	当該製品を履いていたところ、皮膚炎を発症した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし